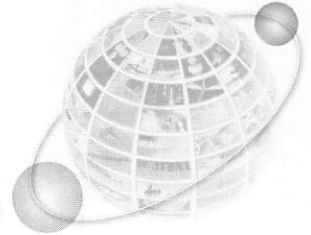


# 医薬品の安全性

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



24

年10月、新型コロナウイルス感染症の定期予防接種が始まる。対象は高齢者が中心だが、各自治体はお知らせの準備に追われている。そんなおり、気になる情報がネットやSNSに増えてきた。今回の予防接種から新たなワクチンが加わる。それがレプリコンだ。詳細は後述するが、ネットで検索をすると、各方面から懸念の声が湧き上がっている。さざ波とは言えず今や大波になりつつあり、いずれは荒波になるようにも思える。それにも拘らず、一般が知り得る情報が少ない。かく言う私も最近知った。

## 薬害と秘密主義

誤解を避けるため、私の立ち位置を明確にしたい。反ワクチン主義者でもないし、ワクチンに関わる「陰謀論」にも与していない。コロナは4回の予防接種をしている。

ただ、レプリコンワクチンのことを知り、自身の経験から脳裏をよぎるものがある。それは過去にあった数々の薬害だ。サリドマイド、スモン、クロロキン、薬害エイズ事件など、ずいぶん昔のことだから忘れてしまったかもしれない。そして、若い人たちの中には、まったく知らない人もいるはずだ。

いずれも医薬品が人の命や健康を奪った不幸な出来事である。本来果たすべき役割と正反対の結果を招い



たのは、それぞれの医薬品に「問題」があったからだ。いずれも企業や国が情報を隠し続けた。それが事態を放置し、人の命や健康に対するリスクを高めていった。薬害は偶然に起きた天災ではなく、必然的に起きた人災である。

日本の情報公開の重要な起点が薬害である。79年、社団法人「自由人権協会」が「情報公開法案要綱案」を策定、発表した。これに関わった弁護士たちは、数多くの薬害訴訟、予防接種禍訴訟に献身的に関わってきた。その中で直面したのが国や企業の秘密主義だった。

81年、同協会は「情報公開権利宣言」「情報公開8原則」を相次いで発表した。これらの中で強調したのが「人の命や健康に関わることにしている情報は絶対公開だ」というス

ローガンだった。これは薬害に苦しんできた患者・家族と、その救済に尽力してきた弁護士たちの切なる願いであり、魂の叫び声であった。これが支持され、情報公開条例や情報公開法には「絶対公開事項」と呼ばれる条文が盛り込まれた。

たとえば、情報公開法5条2号は行政文書に法人情報が含まれていても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開と定めている。

## レプリコンの騒動

そんな過去を思い起こしつつ、最近気になっているのがレプリコンワクチンである。新型コロナウイルスに対する新しいタイプ（自己増殖型）のワクチンだ。

報道によれば「海外で開発されたもので、接種した新型コロナウイルスのmRNAが体内で複製される新たな技術を使っているため、少量で効果が長続きする」という（NHKニュース23年11月28日）。

このワクチンが24年10月からの定期予防接種で使用されることとなった。「供給量3224万回分になる



見込み」で、このうち従来型のmRNAワクチン2527万回分、レプリコンワクチンが約427万回分、組み換えタンパクワクチンが約270万回分だという（産経新聞24年9月2日）。

このうちレプリコンワクチンに対する疑問や反発が広がっている。接種開始が迫る中、新聞やテレビは自民党総裁選に追われているのだろうか、ほとんど取り上げていない。私自身は定期予防接種の対象年齢ではないこともあり、ノーチェックで、知人に聞いて初めて知った。

しかし、「レプリコンワクチン」をネット検索すると、世の中では、たいへんな騒動になっていることを実感する。

たとえば、ある病院のHPにはレプリコンワクチンを接種した人の「立ち入り」を断る告知がある。同様の「出禁」を伝える歯科医院、整骨院、美容院などが散見される。さらに、レプリコンワクチンの中止を求める請願、陳情、意見提出などが自治体に出されている例もある。

衝撃的だったのは病院の「出禁」であった。医師法19条は「診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、

これを拒んではならない」と規定し、医師の「応召義務」を定めている。これらの病院は「正当な事由」があると判断したのだろうか。

### 専門家集団の「緊急声明」

「正当な理由」が含まれる文書がある。一般社団法人日本看護倫理学会が24年8月7日に発表した緊急声明「新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念―自分と周りの人々のために」(以下、「緊急声明」)だ(\*)。同学会は定期予防接種開始にあたっての「安全性および倫理性に関する懸念」を表明している。

「緊急声明」では「レプリコンワクチン自体が接種者から非接種者に感染(シエディング)するのではないかとの懸念」が指摘されている。医療者・科学者の団体ゆえに、根拠となる論文も明示されている。

ここでいう「安全性」には、従来と異なる視点があることに注目したい。非接種者が巻き込まれる「危険」を指摘したのだ。様々な患者と接触する看護師は、コロナやレプリコンワクチンに限らず感染の危険に晒されている。また、自身が患者を

巻き込む可能性も否定できない。

読めばわかるが、「緊急声明」はSNSに溢れる陰謀論の類ではない。「自分と周りの人々のために」という副題にあるように、当事者としての真摯な意見表明である。これに答えず、レプリコンワクチンの定期予防接種を開始して良いのだろうか。

また、「緊急声明」は「倫理性」についても重大な指摘をしている。「シエディングの可能性など、接種の時点で判明している有害事象のリスクを、被接種者に十分に説明し、理解をしてもらう」ことの重要性だ。ここでいう「倫理」とは、現代医療の基本「説明と同意」(インフォームド・コンセント)である。

### 説明責任を尽くす

薬害事件が続発していた時代は、患者の権利という視点が皆無で、「説明と同意」という常識がなかった。しかし、今は違う。レプリコンワクチンへの懸念がある中で、これにまったく触れずに、定期予防接種を開始して良いはずがない。

専門家ではない私が、「安全性」の有無を論じることにはできない。しかし、説明責任という「倫理性」を

説くことはできる。対象となる高齢者の多くは、「緊急声明」のような懸念を知らない。それどころかワクチンの種別・違いもわからない人が多いと思われる。

自治体は、対象者、接種期間、手続き、金額等の通り一遍のお知らせに加えて、もっと踏み込んだ説明や情報提供が求められる。「安全性」は未解明な点もあるが、少なくとも、ワクチンの種類を選べることを積極的に説明できないだろうか。

「見て見ぬ振りをする」「臭いものにフタをする」ような反応に既視感がある。過去の薬害事件・サリドマイドの被害を拡大させたのは、危険性を指摘したドイツの「レントツ警告」を隠蔽したからだ。当時の厚生省の役人は、それを知り妻には服用を止めさせたという。

薬害エイズの被害者でもある衆議院議員の川田龍平氏は、レプリコンワクチンに対する質問主意書を提出した。これに対する厚生労働省の答弁書は、一般的・抽象的な記述が多く具体的根拠を提示していない。

人の生命、健康に関する情報は「絶対公開事項」に当たる。木で鼻を括った答弁ではなく、国は積極的に説明責任を尽くすべきである。